

**令和8年度
神川町立神泉小学校
いじめ防止基本方針**

はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

神川町立神泉小学校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行及び、生徒指導提要の改定（令和4年12月）を受けて、児童の尊厳を保持するため、家庭・地域・その他の関係者との連携のもと、いじめ問題克服に向けて取り組むよう、法第13条に基づき、児童（生徒）が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 神泉小学校基本方針の策定

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、児童（生徒）の尊厳を保持するとともに、学校、家庭、地域、町やその他の関係機関との連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、法第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処の基本方針を示すものとして、神川町立神泉小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定める。なお、策定に当たっては、文部科学大臣の定めたいじめの防止等のための基本的な方針又は神川町いじめの防止等のための基本的な方針を参酌（法第13条）するとともに、本校の実情を踏まえたものとした。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、学校、家庭、地域、町やその他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

いじめは全ての子どもに関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての子どもがいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子どもにも起こり得ることから、いじめが子ども達の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のために対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために神泉小学校が実施する施策

(1) いじめ防止につながる発達支持的指導の取組

児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、ひとりひとりの児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要である。

また、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つために、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要である。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われる。したがって、「すべての児童生徒によって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。その際、児童生徒の基本的な人権に十分に配慮しつつ次のような点に留意することが重要である。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない事故信頼感を育む。
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

(2) いじめの未然防止のための取組

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童（生徒）を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は、認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、児童生徒に対し、いじめ

られていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

(4) いじめの早期解決への取組

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全体でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。そのために、緊急会議を開き共通理解を図る。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

※「彩の国 生徒指導ハンドブック『I's 2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック』（平成31年埼玉県教育委員会作成）を参考、活用する。

※児童生徒の実態を踏まえ、既存の「いじめ対応マニュアル」の内容を『I's 2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック』（平成31年埼玉県教育委員会作成）を参考に、適宜見直し、修正を加え、活用する。

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省策定）をもとに、定期的にいじめに関する調査活動を行う。

※いじめの実態を把握した場合、文部科学省策定『いじめ対策に関わる事例集』を具体的な指導として参考、活用する。

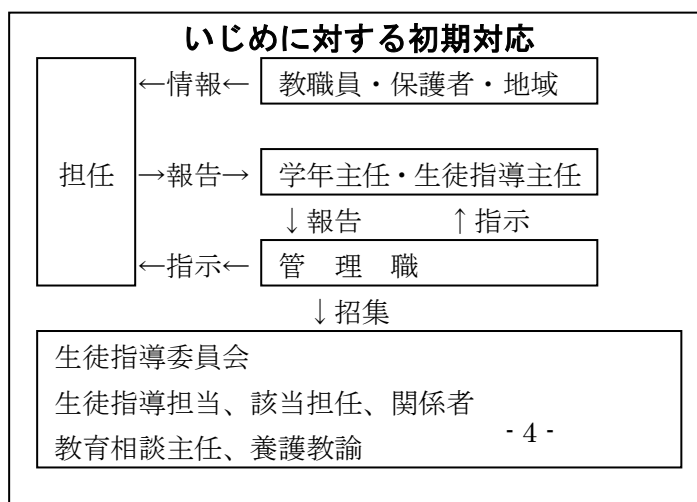
※各月のいじめ等に関する対応報告

本校は、いじめの認知、対応について、毎月一度、必ず、教育委員会に報告する。さらに、いじめを認知し、指導した際には、適宜、教育委員会に報告する。

2 いじめ問題に向けての校内組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

重大事態とは…

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項より)

(2) 本校による調査

- ・重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに町長へ報告する(法第30条第1項)。
- ・その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する(法第28条第1項)。なお、本校において主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
- ・調査は、必要に応じて教育委員会が設置した附属機関が行う。
- ・本校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する(法第28条第2項)。
- ・本校の調査において、教育委員会から必要な指導、助言又は支援をもらう(法第28条第3項)。
- ・本校(又は教育委員会)は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又は保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

(3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- ・町長により、法第28条第1項の規定により教育委員会又は町立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる(法第30条第2項)。
- ・再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・町長は、教育委員会又は町立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する(法第30条第3項)。
- ・町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必

要な措置を講ずる（法30条第5項）。

第3 インターネットを通じて行われるいじめ

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な処置を講ずる。
埼玉県「ネット上の見守り活動（ネットパトロール）」
ネット防犯パトロールボランティア
- ・児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
また、じどうの SNS 使用率の増加傾向を鑑み、児童生徒や保護者が SNS を正しく使用し、トラブルに巻き込まれないように適切に対処できるよう、必要な啓発活動を実施する。
e - ネットキャラバンによる人権教育（児童を含む）
フィルタリングサービス（ペアーレンタルコントロール等）の啓発活動
埼玉県警「あおぞら」による「非行防止教室」「インターネットセキュリティー教室」
「自分」「人」彩発見人権感覚育成プログラム・「彩の国の道徳」の活用

第4 いじめ防止に関する年間行事予定

	低学年（1年・2年）	中学年（3年・4年）	高学年（5年・6年）
4月	人間関係づくりプログラム	人間関係づくりプログラム	人間関係づくりプログラム
	タブレットの約束を保護者に啓発・いじめ防止について保護者に啓発（PTA 総会） いじめアンケート		
5月	人権月間（なかよし宣言・標語・作文・講話）・人権教室（ICT リテラシー） えがおのたね・いじめアンケート		
			林間学校に向けての取組
6月	いじめ防止強化週間		薬物乱用防止教室 （児童・保護者）
	いじめアンケート		
7月	神川町いじめアンケート		
9月			非行防止教室（児童・保護者）
	いじめアンケート		
10月	体験学習に向けての取組み		修学旅行に向けての取組
	いじめアンケート		
11月	いじめ防止強化月間・えがおのたね・いじめアンケート		
12月	神川町いじめアンケート		
1月	感謝の手紙（重点取組）・いじめアンケート		
2月	性に関する指導月間（命の大切さ）・いじめアンケート		
3月	神川町いじめアンケート		

第5 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

基本方針の取組の検証・見直し

本校では、神泉小学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。